

1. 業務の概要

国立劇場において、法令等による作業環境及び劇場環境、照度に関する測定業務である。

2. 業務実施体制

業務責任者を配置すること。業務責任者は、業務従事者以上の経験、知識及び技能を有するものとし、業務従事者を兼ねることができる。

業務従事者は、業務に必要な知識及び技能を有するものとする。

3. 作業環境測定・照度測定の要求水準

測定の測定項目及び測定器等は、法令による。管理基準値、測定位置及び測定回数等については、振興会と協議のうえ業務計画書に定めること。

4. 業務上の留意事項

(1) 本要求水準書に定めのない事項については、振興会と協議を行い、業務計画書又は作業計画書に記載すること。

(2) 事業者は、測定の結果、管理基準値に適合していない場合は、振興会に報告するとともに、直ちに改善を行うこと。なお、振興会の承諾なしに、設備及び機器等を改変並びに修理してはならない。